

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月10日
【四半期会計期間】	第59期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	船井電機株式会社
【英訳名】	FUNAI ELECTRIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役 執行役員社長 林 朝則
【本店の所在の場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072(870)4304
【事務連絡者氏名】	理事 事業管理本部長 福家 久雄
【最寄りの連絡場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072(870)4304
【事務連絡者氏名】	理事 事業管理本部長 福家 久雄
【縦覧に供する場所】	船井電機株式会社 東京支店 （東京都千代田区外神田4丁目11番5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜1丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第59期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第58期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高(百万円)	77,668	74,958	314,911
経常利益(百万円)	4,081	1,284	11,684
四半期(当期)純利益(百万円)	3,171	433	10,328
純資産額(百万円)	136,253	136,964	142,779
総資産額(百万円)	210,089	217,597	204,057
1株当たり純資産額(円)	3,981.10	3,991.75	4,164.86
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	93.01	12.71	302.97
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円)	92.42	12.62	300.77
自己資本比率(%)	64.60	62.54	69.58
営業活動によるキャッシュ・フ ロー(百万円)	4,276	51	3,640
投資活動によるキャッシュ・フ ロー(百万円)	4,180	10,102	2,713
財務活動によるキャッシュ・フ ロー(百万円)	7,570	4,812	7,870
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	41,070	38,228	34,063
従業員数(人)	2,461	3,068	2,553

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	3,068
---------	-------

（注）1．従業員数は就業人員であります。

2．従業員数が当第1四半期連結会計期間において515名増加しましたのは、主に液晶テレビの増産に対応するためにFUNAI（THAILAND）CO.,LTD.（アジア）の従業員を増員したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	1,143（108）
---------	------------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で表示しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比(%)
日本(百万円)	8,760	-
北米(百万円)	-	-
アジア(百万円)	58,409	-
欧州(百万円)	270	-
合計(百万円)	67,439	-

(注) 1. 金額は製造価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループ(当社及び連結子会社)が販売している自己ブランド製品は需要予測による見込生産を行っております。従いまして、受注状況は記載しておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比(%)
日本(百万円)	38,554	-
北米(百万円)	33,999	-
アジア(百万円)	82	-
欧州(百万円)	2,322	-
合計(百万円)	74,958	-

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
WAL-MART STORES, INC.	32,275	41.6	17,844	23.8
SOJITZ PRINTER CORPORATION	-	-	8,226	11.0

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における当社の主要市場である米国経済は、前期に引き続き民間部門の雇用は脆弱で、かつ住宅取得減税の打ち切りで住宅市場が大きく落ち込み、消費に影響いたしました。加えて、今後の政府による景気刺激策の鈍化懸念とギリシャに端を発した欧州の信用不安の世界的な影響も米国経済に対する不透明感要因となっております。

当民生用電気機器業界におきましては、主要製品である液晶テレビはLEDバックライト採用製品の普及や日本及び中国での政府支援策の影響もあり、世界的な需要拡大は続いております。今後も、3D（3次元）やインターネットに対応した液晶テレビの投入で市場拡大が期待されております。一方、部材不足によるLEDバックライト採用パネルの需給がタイトとなっていることや競争激化による製品価格の下落など厳しい状況もみられません。

このような状況下、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の当第1四半期連結会計期間の売上高は74,958百万円（前年同四半期比3.5%減）となりました。

所在地別セグメントの状況につきましては次のとおりであります。

日本

液晶テレビ及びブルーレイディスク関連製品が伸長したことに加え、OEM先からの受注増加によりプリンターを中心に情報機器も増加したことなどから、売上高は38,554百万円（前年同四半期比62.4%増）となり、営業利益は2,951百万円（前年同四半期比71.9%増）となりました。

北米

昨年6月に生産を終了した米国市場向けテレビ用セット・トップ・ボックス（ ）の売上計上がなかったことに加え、競争激化などにより液晶テレビが減少、DVDプレーヤーやブルーレイディスクプレーヤー等のDVD関連製品も前年同四半期を下回ったことなどから、売上高は33,999百万円（前年同四半期比35.2%減）となり、営業損失は201百万円（前年同四半期は2,908百万円の営業利益）となりました。

（ ）デジタル信号をアナログ信号に変換し、既存のアナログテレビで地上波デジタル放送の視聴を可能にする製品。米国では平成21年6月に地上波アナログ放送が停止されました。

アジア

部品その他などで、売上高は82百万円（前年同四半期比31.3%減）、営業利益は1,354百万円（前年同四半期比14.2%減）となりました。

欧州

DVD関連製品の減少はありましたが、液晶テレビは伸長し、売上高は2,322百万円（前年同四半期比75.8%増）、営業損失は123百万円（前年同四半期は571百万円の営業損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の財政状態は下記のとおりであります。

資産の部につきましては、前連結会計年度末に比べて13,539百万円増加いたしました。その主なものは、受取手形及び売掛金が7,179百万円、商品及び製品が7,950百万円、原材料及び貯蔵品が6,647百万円増加し、現金及び預金が11,023百万円減少したことなどによるものであります。

負債の部につきましては、前連結会計年度末に比べて19,355百万円増加いたしました。その主なものは、支払手形及び買掛金が20,663百万円増加したことなどによるものであります。

純資産の部につきましては、前連結会計年度末に比べて5,815百万円減少いたしました。その主なものは、為替換算調整勘定が4,976百万円減少したことなどによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ4,165百万円増加し、38,228百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における営業活動の結果使用した資金は51百万円（前年同四半期は4,276百万円の獲得）となりました。これは主に仕入債務は増加したものの、税金等調整前四半期純利益の減少及びたな卸資産が増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における投資活動の結果獲得した資金は10,102百万円であり、前第1四半期連結会計期間に比べ5,921百万円（141.7%）増加となりました。これは主に定期預金の払戻による収入は減少したものの、定期預金の預入による支出が減少したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における財務活動の結果使用した資金は4,812百万円であり、前第1四半期連結会計期間に比べ2,758百万円（36.4%）減少となりました。これは主に短期借入金の減少によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、3,161百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	36,104,196	36,104,196	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数 100株
計	36,104,196	36,104,196	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までのストックオプションの権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19(平成13年改正前商法)に基づく新株引受権
(平成13年6月27日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	311,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9,549
新株予約権の行使期間	平成16年1月1日から 平成22年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,549 資本組入額 4,775
新株予約権の行使の条件	・新株予約権行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。 ・新株予約権に関するその他の細目については、平成13年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づく取締役会決議による。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入その他の処分又は相続は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.上記の新株予約権は、旧商法第280条ノ19(平成13年改正前商法)に基づき付与された新株引受権であります。

2.「新株予約権の目的となる株式の数」は、特別決議における新株発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失により発行しなくなった株式数を減じております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権
 (平成14年6月26日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,996
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	399,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	15,150
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から 平成23年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 15,150 資本組入額 7,575
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権行使時における条件 当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧 問のいずれかであること。 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧 問であること。 当社又は当社子会社と締結した契約による社外コ ンサルタント及び研究者のいずれかであること。 ・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当 社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契 約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成15年6月25日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,785
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	378,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	13,646
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から 平成24年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13,646 資本組入額 6,823
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権行使時における条件 当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧 問のいずれかであること。 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧 問であること。 当社又は当社子会社と締結した契約による社外コ ンサルタント及び研究者のいずれかであること。・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当 社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契 約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成16年6月24日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,599
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	359,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	16,167
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から 平成25年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 16,167 資本組入額 8,084
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権行使時における条件 当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員又は当社もしくは当社子会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかであること。 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧問であること。 当社又は当社子会社と締結した契約による社外コンサルタント及び社外研究者のいずれかであること。・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成16年6月24日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	256
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	16,836
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から 平成25年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 16,836 資本組入額 8,418
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権行使時における条件 当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員又は当社もしくは当社子会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかであること。 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧問であること。 当社又は当社子会社と締結した契約による社外コンサルタント及び社外研究者のいずれかであること。・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成17年6月23日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,464
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	346,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,369
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成26年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,369 資本組入額 6,185
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権行使時における条件 当社もしくは関係会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、従業員又は当社もしくは関係会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかであること。 当社又は関係会社と締結した顧問契約による顧問であること。 当社又は関係会社と締結した契約による社外コンサルタント及び社外研究者のいずれかであること。・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)「新株予約権の目的となる株式の数」は、特別決議における新株発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失により発行しなくなった株式数を減じております。

会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権
(平成20年6月19日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	4,141
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	414,100(注)1.2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,609
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日から 平成29年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,609 資本組入額 805
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権行使時における条件 当社及び関係会社の取締役、執行役、監査役、会計参与、執行役員及び従業員のいずれかであること。 ・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は当該時点において、対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 (1株未満の株式は切り捨てる)

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 特別決議における新株発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失により発行しなくなった株式数を減じております。

3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

4. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編

対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1 に準じて決定するものとします。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定するものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定するものとします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の取得事由

上記（注）3 に準じて決定するものとします。

（ 3 ）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（ 4 ）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（ 5 ）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	-	36,104,196	-	31,280	-	32,806

（ 6 ）【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2,011,500	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式34,083,700	340,837	-
単元未満株式	普通株式 8,996	-	一単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	36,104,196	-	-
総株主の議決権	-	340,837	-

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
船井電機株式会社	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号	2,011,500	-	2,011,500	5.57
計	-	2,011,500	-	2,011,500	5.57

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	4,020	3,770	3,740
最低(円)	3,710	3,110	3,115

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	75,021	86,045
受取手形及び売掛金	42,334	35,154
商品及び製品	28,800	20,850
仕掛品	3,293	1,510
原材料及び貯蔵品	22,704	16,057
その他	8,806	7,717
貸倒引当金	189	179
流動資産合計	180,770	167,155
固定資産		
有形固定資産	¹ 16,964	¹ 15,654
無形固定資産	4,509	4,874
投資その他の資産		
その他	15,659	17,148
貸倒引当金	306	775
投資その他の資産合計	15,353	16,373
固定資産合計	36,827	36,902
資産合計	217,597	204,057
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	51,968	31,305
短期借入金	2,881	6,338
未払法人税等	874	1,799
引当金	2,159	2,306
その他	18,047	14,457
流動負債合計	75,930	56,208
固定負債		
長期借入金	433	566
引当金	2,394	2,428
その他	1,874	2,073
固定負債合計	4,702	5,069
負債合計	80,632	61,277

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,280	31,280
資本剰余金	33,245	33,245
利益剰余金	118,342	119,272
自己株式	24,341	24,340
株主資本合計	158,526	159,457
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	476	470
為替換算調整勘定	22,913	17,936
評価・換算差額等合計	22,437	17,465
新株予約権	70	62
少数株主持分	804	726
純資産合計	136,964	142,779
負債純資産合計	217,597	204,057

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	77,668	74,958
売上原価	62,429	61,938
売上総利益	15,239	13,020
販売費及び一般管理費	¹ 11,532	¹ 10,501
営業利益	3,706	2,518
営業外収益		
受取利息	262	78
受取配当金	20	11
為替差益	98	-
その他	76	60
営業外収益合計	458	150
営業外費用		
支払利息	30	16
為替差損	-	1,346
持分法による投資損失	25	1
その他	26	19
営業外費用合計	83	1,384
経常利益	4,081	1,284
特別利益		
投資有価証券売却益	34	-
貸倒引当金戻入額	-	4
その他	7	2
特別利益合計	41	6
特別損失		
固定資産処分損	0	5
投資有価証券評価損	4	-
関係会社整理損	11	88
その他	0	1
特別損失合計	16	95
税金等調整前四半期純利益	4,106	1,196
法人税等	881	674
少数株主損益調整前四半期純利益	-	521
少数株主利益	54	88
四半期純利益	3,171	433

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	4,106	1,196
減価償却費	1,365	1,442
貸倒引当金の増減額(は減少)	765	12
退職給付引当金の増減額(は減少)	20	2
受取利息及び受取配当金	283	89
支払利息	30	16
持分法による投資損益(は益)	25	1
投資有価証券売却損益(は益)	34	-
投資有価証券評価損益(は益)	4	-
売上債権の増減額(は増加)	10,141	10,094
たな卸資産の増減額(は増加)	6,033	18,942
仕入債務の増減額(は減少)	13,639	24,402
その他	3,638	3,396
小計	5,574	1,343
利息及び配当金の受取額	453	97
利息の支払額	30	16
法人税等の支払額	1,721	1,475
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,276	51
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	39,873	20,169
定期預金の払戻による収入	45,217	33,108
有形固定資産の取得による支出	1,123	2,761
有形固定資産の売却による収入	38	18
無形固定資産の取得による支出	144	5
投資有価証券の取得による支出	25	51
投資有価証券の売却による収入	184	-
その他	92	35
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,180	10,102
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	6,493	3,273
長期借入れによる収入	600	-
長期借入金の返済による支出	299	133
配当金の支払額	1,363	1,363
その他	12	41
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,570	4,812
現金及び現金同等物に係る換算差額	4	1,013
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	890	4,225
現金及び現金同等物の期首残高	40,180	34,063
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	59
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 41,070	¹ 38,228

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 FUNAI ASIA PTE LTDは清算終了したため、当第1四半期連結会計期間より、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 13社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更 PT. DISPLAY DEVICES INDONESIAは清算終了したため、当第1四半期連結会計期間より、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 0社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 これによる経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結貸借対照表関係)	<p>「製品保証引当金」(当第1四半期連結会計期間1,599百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当第1四半期連結会計期間より流動負債の「引当金」に含めて表示することといたしました。</p>
(四半期連結損益計算書関係)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p> <p>「投資有価証券売却益」(当第1四半期連結累計期間0百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当第1四半期連結累計期間より特別利益の「その他」に含めて表示することといたしました。</p> <p>前第1四半期連結累計期間において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は、特別利益の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することといたしました。なお、前第1四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「貸倒引当金戻入額」は3百万円であります。</p>
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)	<p>「投資有価証券売却損益」(当第1四半期連結累計期間 0百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当第1四半期連結累計期間より「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示することといたしました。</p> <p>「投資有価証券の売却による収入」(当第1四半期連結累計期間0百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当第1四半期連結累計期間より「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示することといたしました。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
固定資産の減価償却費の算定方法	当社及び国内連結子会社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法)を採用しているため、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は57,589百万円であります。</p> <p>2.タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分 当社は、平成17年6月28日及び平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、それぞれ平成14年3月期から平成16年3月期及び平成17年3月期から平成19年3月期の各3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、現在、裁判において当社の正当性を主張しております。</p> <p>追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含めそれぞれ16,651百万円(附帯税を含め19,184百万円)及び15,038百万円(附帯税を含め16,838百万円)であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第63号)に従い、平成19年3月期及び平成21年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。</p> <p>なお、本税制は対象となる外国法人の各事業年度終了の時の現況によって判定されますので、ご参考までに調査対象年度の翌連結会計年度である平成20年3月期以降について、当社の香港子会社の所得に対する当該税制による影響額を試算した場合、当社が平成20年3月期及び平成21年3月期において当社の香港子会社より受領した配当額を対象所得から控除して算出した結果、法人税、住民税及び事業税の見積りは合計で約3,000百万円となります。この影響額につきましては、上記理由により現時点では、会計処理を行っておりません。</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は、59,477百万円であります。</p> <p>2.タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分 当社は、平成17年6月28日及び平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、それぞれ平成14年3月期から平成16年3月期及び平成17年3月期から平成19年3月期の各3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、現在、裁判において当社の正当性を主張しております。</p> <p>追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含めそれぞれ16,651百万円(附帯税を含め19,184百万円)及び15,038百万円(附帯税を含め16,838百万円)であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第63号)に従い、平成19年3月期及び平成21年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。</p> <p>なお、本税制は対象となる外国法人の各事業年度終了の時の現況によって判定されますので、ご参考までに調査対象年度の翌連結会計年度である平成20年3月期以降について、当社の香港子会社の所得に対する当該税制による影響額を試算した場合、当社が平成20年3月期及び平成21年3月期において当社の香港子会社より受領した配当額を対象所得から控除して算出した結果、法人税、住民税及び事業税の見積りは合計で約700百万円となります。この影響額につきましては、上記理由により現時点では、会計処理を行っておりません。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
販売手数料 934百万円	販売手数料 645百万円
特許権使用料 2,887	特許権使用料 2,484
従業員給料手当 1,641	従業員給料手当 1,636
試験研究費 1,484	試験研究費 890

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)	1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)
現金及び預金勘定 90,843百万円	現金及び預金勘定 75,021百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 49,772	預入期間が3か月を超える定期預金 36,793
現金及び現金同等物 41,070	現金及び現金同等物 38,228

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 36,104千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,011千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 70百万円

(注) 当該新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月31日 取締役会	普通株式	1,363	40	平成22年3月31日	平成22年6月11日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

当社グループの事業はすべて電気機械器具の製造販売に集約されており、事業区分はしていません。

このため事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	23,736	52,492	119	1,321	77,668	-	77,668
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	41,846	8	44,076	1	85,932	(85,932)	-
計	65,582	52,500	44,195	1,322	163,601	(85,932)	77,668
営業利益又は営業損失 ()	1,716	2,908	1,579	571	5,632	(1,925)	3,706

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) 北米 : 米国
- (2) アジア : 香港、タイ
- (3) 欧州 : ドイツ、ポーランド

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

	北米	アジア	欧州	その他	計
海外売上高(百万円)	58,847	1,814	6,102	1,336	68,100
連結売上高(百万円)					77,668
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	75.8	2.3	7.9	1.7	87.7

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) 北米 : 米国、カナダ
- (2) アジア : 香港、シンガポール
- (3) 欧州 : ドイツ、イギリス、フランス
- (4) その他 : オーストラリア

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営責任者（代表取締役 執行役員社長）が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、電気機械器具を製造販売しており、国内においては当社、D X アンテナ株式会社が、海外においては北米、アジア、欧州等の各地域をFUNAI CORPORATION, INC.（北米）、P&F USA, Inc.（北米）、船井電機（香港）有限公司（アジア）、FUNAI ELECTRIC (POLSKA) Sp.z o.o.（欧州）及びその他の現地法人が、それぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、製造販売体制を基礎とした所在地別のセグメントから構成されており、「日本」、「北米」、「アジア」及び「欧州」の4つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1.	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2.
	日本	北米	アジア	欧州	計		
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	38,554	33,999	82	2,322	74,958	-	74,958
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	39,846	0	56,188	0	96,035	(96,035)	-
計	78,401	33,999	56,270	2,322	170,993	(96,035)	74,958
セグメント利益又はセグメント損失()	2,951	201	1,354	123	3,980	(1,461)	2,518

(注) 1. セグメント利益の調整額 1,461百万円には、セグメント間取引消去16百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 277百万円及び棚卸資産の調整額 1,200百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 . 1株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成22年 6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年 3月31日)	
1株当たり純資産額	3,991.75円	1株当たり純資産額	4,164.86円

2 . 1株当たり四半期純利益等

前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 6月30日)		当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 6月30日)	
1株当たり四半期純利益	93.01円	1株当たり四半期純利益	12.71円
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益	92.42円	潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益	12.62円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 6月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 6月30日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(百万円)	3,171	433
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	3,171	433
期中平均株式数(千株)	34,092	34,092
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	217	227
(うち新株予約権(千株))	(217)	(227)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第 1 四半期連結会計期間(自平成22年 4月 1日 至平成22年 6月30日)

該当事項はありません。

2【その他】

(1) タックスヘイブン対策税制について

当社は、平成17年6月28日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成14年3月期から平成16年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成18年7月25日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を、また、平成18年11月16日に大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

その後、平成20年7月3日、大阪国税不服審判所より、当社の主張を棄却する旨の判決書を受領いたしました。当社は、この判決は誠に遺憾であり到底承服できるものではありません。現在、裁判において当社の正当性を主張しております。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め16,651百万円（附帯税を含め19,184百万円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号）が平成19年3月8日付けで改正され、追徴税額の会計処理方法が明文化されたため、平成19年3月期に「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

当社は、平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成17年3月期から平成19年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成20年8月6日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を、また、平成20年11月14日に大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

その後、平成21年7月23日、大阪国税不服審判所より、当社の主張を棄却する旨の判決書を受領いたしました。当社は、この判決は誠に遺憾であり到底承服できるものではありません。現在、大阪地方裁判所では、前回の訴訟と併合して審理が行われており、裁判において当社の正当性を主張しております。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め15,038百万円（附帯税を含め16,838百万円）であります。これについては、平成21年3月期に「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

(2) 剰余金の配当

平成22年5月31日開催の取締役会において、平成22年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、剰余金の配当（期末）を行うことを次のとおり決議いたしました。

配当財産の種類及び帳簿価額の総額	金銭による配当	総額1,363百万円
株主に対する配当財産の割当てに関する事項	1株当たり配当額	40円
当該剰余金の配当がその効力を生ずる日	平成22年6月11日	

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。